

FAQ みやこMIRAIプロジェクト

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|---------|---|---|----|
| 1 | 区分1 | ①申請資格関連 | 日本学術振興会特別研究員-DC(又はSPRING、BOOST)への申請をしていませんが、みやこMIRAIプロジェクトへの申請は可能ですか？ | 申請できません。「3. 申請資格及び要件」に記載のとおり、2026年度が採用年度となる特別研究員DC、SPRING、BOOSTいずれかのプロジェクトに申請していることが申請資格の一つの要件となります。 | |
| 2 | 共通 | ①申請資格関連 | 外国人留学生は対象となりますか？ | なりません。国籍要件を設けていますのでご自身で申請要領をご確認ください。なお、留学生については、東京グローバルパートナー奨学金プログラム等の経済支援を行っています。 | |
| 3 | 共通 | ①申請資格関連 | 社会人は対象となりますか？ | 所属機関等から生活費相当額として年間240万円以上の給与、役員報酬またはその他の安定的な収入を得ておらず、「3. 申請資格及び要件」に列挙されているその他の要件を満たし、かつ除外要件に該当しなければ、申請可能です。 | |
| 4 | 共通 | ①申請資格関連 | 年齢制限はありますか？ | あります。「3. 申請資格及び要件」に列挙されているとおり、博士後期課程に入学した時点において30歳未満である者が対象者になります。ただし、出産・育児・介護等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1~2年程度、上記の年齢要件について配慮することとします。申請フォームに事由をご入力ください。 | |
| 5 | 共通 | ①申請資格関連 | 現在、アルバイトで収入を得ていますが、申請できますか？ | 所属機関等から生活費相当額として年間240万円以上の給与、役員報酬またはその他の安定的な収入を得ていなければ申請可能です(区分2の特別研究員DC、AR双対型プロジェクト、AI-ARプロジェクト等において支給される研究奨励費等は除きます。)。ただし、アルバイト等(RAやTAを含む)の不安定な職であれば240万円以上の収入があつても申請可能です。 | |
| 6 | 共通 | ①申請資格関連 | 現在、RAとして雇用され年額約150万円の収入がありますが、申請は可能でしょうか？またRAをやめる必要がありますか？ | 所属機関等から生活費相当額として年間240万円以上の給与、役員報酬またはその他の安定的な収入を得ていなければ申請可能です(ただし、区分2の特別研究員、AR双対型プロジェクト、AI-ARプロジェクト等において支給される研究奨励費等は除きます。)。なお、本プロジェクトではTAやRA活動は制限を受けませんが、RAの原資が外部資金の場合、RAの原資側の制限があることがありますので、その場合には確認が必要となります。 | |
| 7 | 共通 | ①申請資格関連 | 標準修業年限とは何年ですか？ | 3年です。ただし、6ヶ月以上の休学期間は除きます。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|---------|---|--|----|
| 8 | 共通 | ①申請資格関連 | 過去、育児により6ヶ月間の休学がありますが、その場合でも標準修業年限の3年間支援してもらえるのでしょうか？ | 休学歴がある場合には、申請フォームに休学期間及びその事由をご入力いただき、そのうえで個別に支援期間について確認させていただきます。 なお、支援期間については、支援決定通知をご確認ください。 | |
| 9 | 共通 | ①申請資格関連 | 既に半年間のインターンシップや留学が決まっているのですが、申請は可能ですか？ | 可能です。ただし、事前に必ず事務局にご相談ください。 | |
| 10 | 区分1 | ①申請資格関連 | プレスリリースをみると、「*2年次以降の学生で、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)等に採用された学生及び同等と認められる優れた研究業績を上げている学生には上乗せ支援」との記載がありますが、優れた業績の具体的な条件を教えてください。 | 優れた業績の具体的な条件については、現在検討中です。制度は2026年度より開始を予定しております。→追記：区分1の支援を受けている者のうち、選考を経て学長が別に定める条件を満たすと認めた者を優秀者(区分1-S)として認定する制度を開始しました。詳細は、優秀者(区分1-S)認定選考の応募要領等をご確認ください。 | |
| 11 | 共通 | ①申請資格関連 | 他大学修士課程からの進学者も対象となりますか？ | 対象となります。今回の受付期間中に申請してください。 | |
| 12 | 共通 | ①申請資格関連 | 学振DCでかつ、JSTの創発的研究支援事業のRAを行っている場合であっても、支援の対象になりますか？ | JSTの創発RAについては、JSTの創発側での制限がございますので、そちらをご確認ください。 | |
| 13 | 共通 | ①申請資格関連 | 現D2で博士研究力強化支援プロジェクトに採用されている場合は、区分1、区分2ともに申請資格を満たさないということでしょうか？ | 現D2の方の場合には、みやこMIRAIの区分1での支援は受けられません。 2026年度DC2に採用となった場合には、2026年度のみやこMIRAIプロジェクト区分2への申請が可能となります。 2026年度採用のDC2に申請し不採用だった場合には、博士研究力強化支援プロジェクトに応募が可能です。 | |
| 14 | 区分1 | ①申請資格関連 | 現在M1で博士課程進学予定です。この場合はいつ申請する必要がありますか？M2在学中でしょうか。D1進学後でしょうか。 | 2025年度の申請受付は、2025年4月1日現在、博士後期課程に在学している方が対象となっていましたが、2026年度分の申請受付※は、2025年度中のみ行います。 ※区分1：2026年4月1日時点で博士後期課程1年次相当の学生(入学見込みの者を含む)かつ一定の申請要件を満たす学生が対象。 区分2は、2026年4月1日時点で博士後期課程に在学し、DC1若しくはDC2、SPRING又はBOOST採用学生かつ一定の申請要件を満たす学生が対象。 | |
| 15 | 共通 | ①申請資格関連 | 区分1、2は新D1の学生が支援対象ということでしょうか。 | 区分1はD1のみが、区分2は全学年(ただし標準修業年限内)が対象となります。 | |
| 16 | 区分1 | ①申請資格関連 | 区分1はD3でも対象となる可能性があるのでしょうか？ | 区分1の申請要領に記載のとおり、申請資格はありません。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|---------|---|--|----|
| 17 | 区分1 | ①申請資格関連 | 区分1の申請資格について、社会人でも休職して無収入(収入が240万未満)、かつ長期履修でなければ、対象になりますか。 | 社会人で休職中とのことですので、個別に事務局までご相談ください。 | |
| 18 | 区分2 | ①申請資格関連 | 今年度に研究力強化支援での支援を受けており、次年度からDC2に採用内定となりました。その場合、みやこMIRAIは新規申請でよいでしょうか。 | ご認識のとおり、区分2の新規申請をしてください。なお、区分変更は現在みやこMIRAIで支援を受けている者(受けていた者を含む)を対象としています。 | |
| 19 | 共通 | ①申請資格関連 | 現在休学しています。支援開始日には復学予定ですが、その場合でも申請できますか。 | 申請時点で休学中であっても、支援開始日時点において復学することが決まっている場合は申請可能です。 | |
| 20 | 区分2 | ①申請資格関連 | 現在区分2(SPRING採用生)で支援を受けており、次年度からDC2に採用内定となりました。いずれも区分2の支援対象ですが新たに申請が必要でしょうか。 | 区分2での採用プロジェクトのみが変わった場合は、新たな申請は不要です。 | |
| 21 | 区分1 | ③研究費関連 | 研究費は2年度目にも申請できますか？ | できません。研究費は、当該プロジェクト申請時のみ申請可能です。支援期間の2年度目、3年度目に改めて申請することはできませんので、研究費の配分を希望される場合は、必ず今回の申請手続きを行ってください。 | |
| 22 | 区分1 | ③研究費関連 | 研究費の管理や使用方法についてはどのように行うのでしょうか？ | 研究費は、指導教員に配分されますので、研究費の管理は指導教員が行ってください。使用ルールは、東京都公立大学法人研究費取扱規則(平成17年度法人規則第46号)、東京都公立大学法人会計規則(平成17年度法人規則第44号)、その他法人の定める規則規程等に係る規定を準用するものとし、一般的な研究活動に必要な経費として使用いただきます。研究費の使用については、指導教員に確認の上、所属する管理課会計係の指示を受けてください。 | |
| 23 | 区分1 | ③研究費関連 | 研究費は繰越できますか？ | 研究費の繰り越しはできません。 | |
| 24 | 区分1 | ③研究費関連 | 研究費は何に使用できますか？ | 書籍やPC等、ご自身の研究にかかる備品や学会参加のための旅費等や謝金等に使用できます。詳細は、採用者ガイドにてご説明します。 | |
| 25 | 区分1 | ③研究費関連 | 研究奨励費(生活費相当額)と研究費の間で流用は可能ですか？ | 流用はできません。 | |
| 26 | 区分1 | ③研究費関連 | 研究費計画書の申請金額は年間30万円以下であればよいですか？ | 毎年度、年間30万円(満額)を使用する計画をご記入ください。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|-------|---|---|----|
| 27 | 共通 | ④事業内容 | 社会デザイン(FD)コースの「超異分野学会の口頭発表ないしは参加」とあります。超異分野学会で開催される「大会」と「フォーラム」はどちらも当てはまりますか？ | ご認識のとおりです。 | |
| 28 | 区分1 | ④事業内容 | 国際視座涵養コースの「Q2以上のジャーナルに投稿すること」とあります。acceptやpublishではなくsubmitという認識であっていますでしょうか？ | ご理解のとおりです。 | |
| 29 | 区分1 | ④事業内容 | Nature Masterclass online はみやこMIRAI支援学生となる前に受講した際の修了証でもよいでしょうか。 | 受講時期は問いませんので、みやこMIRAI支援学生前となる前に受講した分でも構いません。 | |
| 30 | 区分2 | ④事業内容 | 区分2の学生は、英語学習セミナーの出席は可能でしょうか？ | 可能です。ぜひご参加ください。 | |
| 31 | 区分1 | ④事業内容 | 申請にあたって三つのコースのうち一つを選択することになりますが、どのコースも人文系の博士課程学生にとって履行義務を果たすことは難しいように思われます。研究科によって履行義務が多少変更しうることはあるでしょうか。 | 研究科や分野によって履行義務が変更されることはありません。 | |
| 32 | 共通 | ⑤その他 | 留年した場合は引き続き支援対象となりますか？ | 標準修業年限を超える期間については支援されません。 | |
| 33 | 共通 | ⑤その他 | 休学した際にも引き続き支援対象となりますか？ | 出産・育児・傷病・留学等で、学生が研究を継続することが困難になり休学した場合には、個別の事情に応じ、支援期間の中止・延長等を行うことも可能とします(原則2年間)。 | |
| 34 | 共通 | ⑤その他 | 研究室を変わっても引き続き支援対象となりますか？ | 対象となります。ただし研究室を異動される場合は必ず事前に事務局へご相談ください。 | |
| 35 | 共通 | ⑤その他 | 研究奨励費はいつ振り込まれますか？ | 各年度6回、原則として偶数月に2ヶ月分をまとめて、採用学生が登録した口座へ支給月の末日までに振り込みます。ただし、新年度の初回のみ5月の振込となります。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|------|---|---|----|
| 36 | 区分1 | ⑤その他 | プロジェクトの支援学生になった場合は、扶養義務者(親等)の扶養から外れる必要がありますか? | <p>研究奨励費等の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、支援学生本人が国民健康保険に加入する必要が生じる場合があります。</p> <p>※国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市(区)役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口に確認してください。</p> <p>※扶養義務者(親等)の職場等における扶養手当等の取扱いについて確認するよう、扶養義務者にお伝えください。</p> <p>※所得税における扶養の扱いについては、お近くの税務署までお問い合わせください。</p> | |
| 37 | 共通 | ⑤その他 | みやこMIRAIプロジェクトと日本学生支援機構(JASSO)や他奨学金との併給は可能ですか? | <p>本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSOの奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です(生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途事務局までご相談ください)。なお、上記整理とは別に、JASSOにおいて奨学金の併給を不可としている可能性がありますので、必ずJASSOにも確認を取っていただくようお願いします。</p> <p>なお、令和5年度以降に博士課程において第一種奨学生として採用された人で、博士課程在学中に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」の支援を受けた人は「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>また、本予算は国の予算ではありませんが、都民の税金を原資にするものであることに鑑み、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者で本プロジェクトによる支援を受けた者は、併給は可能ですが、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の対象外とします。(区分2 学振DC採用者を除く。)</p> | |
| 38 | 区分2 | ⑤その他 | 2026年4月でD3になります。2026年4月1日からDC2に採用され、区分2への申請をしたいと思います。この際、D1、D2在学時にJASSOの第1種奨学金を受給していた場合は、仮に区分2で支援されていても、特に優れた業績による奨学金返還免除制度における返還免除認定の対象となりますか? | 学振DC採用前にJASSOの第1種奨学金を受給していた場合、その受給期間分については、貸与終了時に返還免除制度の対象者になる可能性があります。 | |
| 39 | 共通 | ⑤その他 | 研究奨励費による収入は所得税、住民税の対象となりますか? | 研究奨励費(生活費相当額)は雑所得として扱われる所以、所得税、住民税の課税の対象となります。詳細は近隣の税務署に問い合わせてください。 | |
| 40 | 区分1 | ⑤その他 | 履行義務において、コースごとに示す義務を満たさなかった場合や、標準修業年限の間に果たせなかつた場合は、研究奨励費や研究費を返還しなければならないのでしょうか。 | やむを得ない理由で履修・参加できない場合は個別に事務局に必ずご相談ください。特段の理由なくこれら履修や参加が確認できなかつた場合は、支援学生取消となり、返還を求める可能性があります。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|------|---|---|----|
| 41 | 共通 | ⑤その他 | 一度プロジェクト支援学生となった場合、標準修業年限の期間中は研究奨励費や研究費が支給されるという理解で良いでしょうか。毎年度申請が必要でしょうか。 | 毎年度、指定の研究活動報告書を提出いただくことにより継続支援が認められます。毎年度の申請は必要ありません。ただし、研究活動報告書の提出がなされない場合、また履行義務が果たされていない場合は、支援取消となる可能性があります。 なお、区分2の支援学生については、採用されているDC、SPRING、BOOSTの各プロジェクトの研究活動報告書の提出となります。 | |
| 42 | 区分1 | ⑤その他 | みやこMIRAIプロジェクトでは特別研究員DC2への申請が必要なのでしょうか。 | 区分1においては最終年度を除き毎年度必須となります。 | |
| 43 | 区分1 | ⑤その他 | 現在企業に勤めて給与をもらっており、来年度(入学後)は退職する場合でも、申請は不可能ということでしょうか？ | 申請は可能です。支援対象者となった場合、退職証明書などの書類を提出いただきます。 | |
| 44 | 共通 | ⑤その他 | 本プロジェクト支援期間中に、海外インターンシップに参加することは可能でしょうか。また、インターンシップ先は個人で選択することが可能でしょうか。 | いずれも可能です。ただし、事前に必ず事務局にご相談ください。 | |
| 45 | 区分1 | ⑤その他 | 区分1において、特別研究員DC2に採用された場合、区分2の支援に切り替えになるのでしょうか。 | 自動的に区分が切り替わるものではありません。所定の期間内に区分2への申請をご自身で行っていただく必要があります。(別途本人宛てに通知します。) | |
| 46 | 区分2 | ⑤その他 | 区分2で支援されています。採用されているプロジェクト(SPRING)において履行義務が果たせなかった場合、区分2の支援は取り消されますか？ | 区分2の支援は取消となります。ただし、自動的に区分変更はされませんので、所定の期間内にご自身で区分変更の申請をする必要があります(別途本人宛てに通知します。)。 なお、この際に申請がない場合は、みやこMIRAIプロジェクトの区分1での支援を受けることができません。 | |
| 47 | 共通 | ⑤その他 | 新D1です。みやこMIRAIへの申請を予定しています。申請結果通知が3月中旬とありますが、別途学内で行われている授業料の免除の申請は必要ですか？ | 学生課において実施している授業料免除の申請は、結果通知(3月中旬)まで一旦保留してください。みやこMIRAIの申請要件を満たしていれば、全員が支援となります。要件を満たさず支援を受けられなかった場合には、学生課で実施している授業料免除の申請が別途必要となります。 | |
| 48 | 共通 | ⑤その他 | みやこMIRAIで支援を受けています。毎年度、授業料免除の申請が必要ですか？ | 毎年度の申請は不要ですが、各年度、指定の研究活動報告書を提出いただくことにより継続支援が認められます。ただし、研究活動報告書の提出がなされない場合や履行義務が果たされていない場合は、支援取消となる可能性があります。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|------|--|--|----|
| 49 | 共通 | ⑤その他 | 支援取消等により資格を喪失した場合、研究奨励費、研究費、授業料免除の取扱いはどうなりますか？ | 研究奨励費及び研究費は支援取消日によっては、返還を求める場合があります。また、授業料は、前期又は後期の途中において支援取消となった場合、その日の属する期分の授業料は不徴収としますが、翌期分の授業料の支払いが発生します。 | |
| 50 | 区分2 | ⑤その他 | 現在DC2の1年目(D3)ですが、区分2に申請した場合、DC2採用期間中は支援されますか？ | されません。標準修業年限内の次のいずれかとなります。 D3の場合は最大1年間、D2の場合は支援開始日から最大2年間となります。 | |
| 51 | 区分2 | ⑤その他 | DCに採用されています。JSPSからの研究奨励金については、源泉徴収されますが、区分2の研究奨励費については、別に確定申告の必要がありますか？ | 研究奨励費は、雑所得としての確定申告が必要となりますので、源泉徴収がされていても確定申告が必要になります。 | |
| 52 | 共通 | ⑤その他 | 2025年度以降のみやこMIRAIプロジェクトの継続はどのように予定されていますでしょうか？ | 現時点において翌年度も継続を予定しております。 | |
| 53 | 共通 | ⑤その他 | 留学を予定しており、現地での生活費などを支援する留学支援金として収入が増える予定です。留学支援金は生活費としての支援に含まれますか？ | 留学に係る支援金については、生活費には含まれません。みやこMIRAIプロジェクトでの支援が決定した場合、留学前に事務局まで別途ご相談ください。 | |
| 54 | 共通 | ⑤その他 | 当該支援は税務上、雑所得扱いされることですが、必要経費として控除可能な経費の範疇はどの程度になりますか？ | 上限はございません。ご自身で研究遂行上、必要経費と思われる額を適切に計上し確定申告を行ってください。 | |
| 55 | 共通 | ⑤その他 | 現在M2で就職してから30歳未満のうちに退社してから博士後期課程に入学しようと考えています。4年後でもこのプロジェクトが同じ内容かそれ以上のレベルで続いている見込みはありますか？ | 予算の状況によるため、4年後の状況については現状明確に回答できませんが、今後も継続できるように尽力して参ります。 | |
| 56 | 区分1 | ⑤その他 | 1年目にDC1等の支援を受けられず、「区分1」の支援をいただき、2年目から「区分2」で支援していただけることとなった場合、生活費相当の上乗せ分、また、研究費は「区分2」の通りになりますか？ | 区分1から区分2に区分変更をする場合、生活費相当の研究奨励費の支援については、申請要領(区分2)に記載のとおりとなります。なお、研究費については、DC、SPRING、BOOSTでの各プロジェクトにおける研究費を執行いただくこととなりますので、区分1で配分されていた30万円の研究費の配分はありません。 | |
| 57 | 区分2 | ⑤その他 | 区分2の申請について、SPRING、BOOST採用者は同意書の提出は不要で、本プロジェクトの申請formからの申請のみという認識で間違ひありませんか？ | ご認識のとおりです。 | |
| 58 | 区分2 | ⑤その他 | 区分2について、論文等成果発表への謝辞の記載はDC、SPRING、BOOSTのものに加えてみやこMIRAIのものも追記することになるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|---------|--|---|------------|
| 59 | 共通 | ⑤その他 | 学内Formsの回答保存機能は学生アカウント向けには無効化されています。これまでのフォームでは、PDF出力機能も有効になっておらず、自動返信メールもありませんでしたので、各画面で送信前のスクリーンショットを撮るしかありませんでした。なにか送信できただけを確認する手段を提供してほしいです。 | Microsoft365のFormsでは、学生アカウントの場合、回答を保存することができないため、2026年度採用分からは、応募フォームとしてLoGoフォームを使用して申請受付を行うことになりました。 LoGoフォームでは、応募フォーム入力内容の確認や、自動返信メールによる送信内容の控えの受領といった確認手段を利用できます。 | |
| 60 | 区分2 | ⑤その他 | 留学生が申請できる支援はないでしょうか。 | 2026年4月時点で何年次かにもよりますが、新D2又はD3になる方で、2026年採用分のDCに申請をしていた場合には、「博士研究力強化支援プロジェクト」に申請いただけます。 新D1の場合には、SPRING、BOOSTにご応募可能でしたが、すでに公募は終了しております。 | 20260210追加 |
| 61 | 共通 | ①申請資格関連 | 博士後期課程に2026年10月に入学する場合、2026年度から新D1枠での支援を受けるという理解でよろしいでしょうか。 10月から受けられる支援があれば教えてください。 | 2026年10月入学の場合、2026年度採用向け(今回の募集)ではなく、2027年度採用向けの募集にてご応募いただくことになります。その場合は、2027年4月1日からの支援となり、標準修業年限までの最大2.5年の支援となります。 なお、本プロジェクトでの支援を受けられない期間について、学生課が窓口となっている授業料免除の申請を行っていただくことに支障はございません。 | 20260210追加 |
| 62 | 区分1 | ⑤その他 | 区分1の多視座涵養コースの履行義務である「研究インターンシップ」は、文系の学生向けのものもありますか。 | 人文・社会科学系のインターンシップも少なからずございます。詳細は、インターンシップ担当教員へご相談いただくことが可能です。 | 20260210追加 |
| 63 | 区分2 | ④事業内容 | 区分2について、研究奨励費が180万からR8年度は216万に増額になったとのことです、現在区分2で支援を受けている次年度D2の学生のみやこMIRAIでの年間支給額はD2,D3でどのようになりますでしょうか。 | 現在区分2で支援されている学生につきましても令和8年度の研究奨励費の年額はDC・SPRINGの採用学生は216万円、BOOSTの採用学生は186万円になります。 | 20260210追加 |
| 64 | 区分1 | ③研究費関連 | 新D1学生です。連携大学院制度を利用しておらず、都立大の指導教員とは別のラボで研究活動をしています。(実質上の研究指導をいただいている先生は都立大の客員教員になります。) 区分1の研究費配分につきまして、このような連携大学院の学生でも申請は可能になりますでしょうか。 | 申請は可能ですが、研究費は客員教員には配分できません。都立大での学籍上の指導教員に配分されますので、学籍上の指導教員と連携しながら執行していただく必要があります。 | 20260210追加 |
| 65 | 共通 | ③研究費関連 | 外部の研究助成金に応募し(DCやSPRING等を除く)、もし研究費を獲得できた場合、みやこMIRAIの受給資格を喪失することはありますか。 | 研究費の重複受給について特段の制限はありません。 | 20260210追加 |
| 66 | 区分1 | ②申請書関連 | 区分1の申請に必要な研究計画書について質問です。 研究計画書に記入する所属、学年は、2026年4月に所属予定のもので問題ないでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 20260210追加 |
| 67 | 区分1 | ③研究費関連 | 区分1国際視座涵養コースの履行義務である国際学会での発表にかかる費用について、研究費として支給される30万円以外に受給できるものがありますか。 | みやこMIRAI区分1の場合には、その他の支援はございません。 | 20260210追加 |

| FAQ番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|-----|--------|--|---|------------|
| 68 | 区分1 | ②申請書関連 | 区分1の申請に必要な同意書について質問です。 担当教員による記入が必要ですが、署名は直筆である必要はありますでしょうか。 | 2026年度採用分の同意書については、自署欄は設けておりません。最新の様式のご確認をお願いいたします。 | 20260210追加 |
| 69 | 共通 | ⑤その他 | 説明会の資料とウェビナーのオンデマンドはどちらで見ることが可能ですか。 | 以下のサイトに資料とアーカイブをアップいたします。→2026/2/6アップ済 https://research-miyacology.tmu.ac.jp/human-resources-support/student-recruitment/ | 20260210追加 |
| 70 | 共通 | ⑤その他 | みやこMIRAIを受給する学生は、安定した給料を受け取ってはいけないようですが、アルバイトは良いですか。株や仮想通貨の収益は受け取つて良いですか。自分が作った音楽の収益は受け取って良いですか。 | アルバイトについては、FAQ5に回答がございますのでご確認ください。 アルバイト以外の収入については、「所属機関等から生活費相当額として年間240万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得ているか」に該当するかどうかをご確認ください。 一般に、投資収益(株式・仮想通貨等)や、自身で制作した作品の販売収入・著作権収入などは「給与」には該当せず、上記の「安定的な収入」とはみなされない場合が多いですが、収入の形態や契約内容によって判断が異なることがあります。 不明な場合は、事務局まで個別にお問合せください。 | 20260210追加 |
| 71 | 共通 | ②申請書関連 | 同意書の最初の項目:上記学生の研究に対する姿勢・忍耐力、着想力・創造力、異分野への好奇心、コミュニケーション能力、長所、主体性、将来性等についてご記載ください。はspringの時と内容が同じですが、指導教員の所見もspringの時と同内容で良いですか。 | 同意書は、指導教員に記載いただくものとなりますので、こちらでは回答いたしかねます。 | 20260210追加 |
| 72 | 区分1 | ④事業内容 | 区分1の国際視座涵養コースに関して、国際学会とはどのようなものを想定されていますか。たとえば、海外の研究者を招いた国際ワークショップも含まれますか。 | 国際会議の定義は次に準拠することとします。不明な場合は各自主催者に問い合わせてください。 https://www8.cao.go.jp/okinawa/4/kokusaikaigi/21/shiryou4-2.pdf | 20260210追加 |
| 73 | 共通 | ⑤その他 | 修士課程(博士前期課程)においてJASSOの第一種奨学金を受給し、博士後期課程に進学してみやこMIRAIの支援を受ける場合、修士課程で受給していた奨学金は返還免除制度認定の対象になりますでしょうか。 | JASSO奨学金の「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定対象外につきましては、博士後期課程において第一種奨学金を受ける場合となります。そのため、修士課程における認定が取消となることはございません。 | 20260210追加 |
| 74 | 区分2 | ⑤その他 | 区分2の経済支援について質問です。一年次の支援について授業料の不徴収のみという認識でしょうか。研究奨励費に該当する部分は各奨学金で賄うという形になりますか? | 区分2の1年次については、みやこMIRAIでの支援は、授業料不徴収のみとなります。区分2の採用学生であれば、採用されているDC、SPRING又はBOOSTでの研究奨励費があるかと存じますので、そちらをご活用ください。 なお、2年次以降からみやこMIRAIでの研究奨励費が支給されます。 | 20260210追加 |
| 75 | 共通 | ⑤その他 | 令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者で、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における減免認定をすでに受けている場合、みやこMIRAIプロジェクトを申請すると、減免認定は取り消されてしまうのでしょうか。 | ご状況により異なりますが、一般的には次のようになります。 学振DCの採用前にJASSO第一種奨学金を受給していた場合、その受給期間分については、貸与終了時に返還免除制度の対象になる可能性があります。FAQ73及び申請要領の「経済的支援に関する注意事項」についてもあわせてご確認ください。 | 20260210追加 |

| FAQ 番号 | 区分 | 分類 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----------|----|------|---|---|------------|
| 76 | 共通 | ⑤その他 | 2026年10月入学で、JASSOの第一種奨学金を受給し、2027年4月よりみやこMIRAIの支援を受ける場合、10月から、4月までの間の奨学金に関しては返還免除制度認定の対象になりますでしょうか。 | みやこMIRAIでの支援を受けるまでの間については、貸与終了時に返還免除制度の対象になる可能性があります。 | 20260210追加 |
| 77 | 共通 | ⑤その他 | 来年の3月に修士課程を修了予定で、2027年度採用のみやこMIRAIプロジェクトに応募する予定なのですが、来年度採用の説明会は来年のこの時期になりますか | 公募スケジュールの大幅な変更がない限り、2月頃開催予定となります。また、学内でのSPRINGの公募説明会時(10月下旬～11月初旬頃)にみやこMIRAIの大枠についてのご説明を予定しております。 | 20260210追加 |